

東京都BBS連盟賛助会員規則

第一条（目的） この規則は、東京都BBS連盟規約第二十八条の規定に基づき、本連盟に置く賛助会員について必要なことを定めることをもって目的とする。

第二条（賛助会員の資格） BBS運動の趣旨に賛同する個人または団体は、賛助会員になることができる。ただし、BBS運動の発展を阻害するおそれがあると認められる者は、賛助会員になることができない。

第三条（申込手続） 賛助会員になろうとする者は、賛助会費を添えて本連盟会長に申し込まなければならない。

第四条（賛助会費の額） 賛助会費の額は、年額一口三千円とする。

第五条（賛助会費の経理） 賛助会費の経理は、本連盟の特別会計として処理しなければならない。

2. 賛助会費は、本連盟の一般会計の財源に充てるための繰入金及び地区会等を助成するための助成金として、支出することができる。

3. 本連盟会長は、毎年四月に、前年度における賛助会費の収支決算報告書を作成し、すべての賛助会員に送付しなければならない。

第六条（特典） 賛助会員は、本連盟の開催する講演会等に参加することができる。

2. 賛助会員に対しては、本連盟の発行する機関紙等を送付するものとする。

第七条（細則への委任） この規則の執行に関し必要なことは、細則で定める。

付則

この規則は、昭和四十二年二月五日から施行する。

付則

この規則は、昭和五十六年四月十九日から施行する。

付則

この規則は、平成十九年六月十九日から施行する。